第8回日本プライマリ･ケア連合学会関東甲信越ブロック地方会

演者利益相反自己申告書

第8回日本プライマリ･ケア連合学会関東甲信越ブロック地方会

会長　今高　國夫　様

私の過去3年間の利益相反状態のうち、今回の集会における私の発表内容に関連して営利を上げることを目的とする団体に関わるものについて、以下の通り申告いたします。また、この自己申告書が日本プライマリ・ケア連合学会事務局に5年の間保管されること、学会員または学会外部からの開示請求があった場合に所定の手続きを経て開示・公開されることについても同意いたします。

提出日：令和元年　　月　　日

所属（機関・部署）：

申告者氏名（自署）：

|  |  |
| --- | --- |
| 項目および申告すべき利益基準 | 該当する場合、企業・団体名などを記載 |
| (1) 企業や団体の役員及び顧問職への就任１つの企業・団体からの報酬額が年間 100万円以上 |  |
| (2) 株の保有１つの企業についての１年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、又は1 つの企業の全株式の5%以上の保有 |  |
| (3) 企業や団体からの特許権使用料 １つの特許権使用料が年間100万円以上 |  |
| (4) 企業や団体から会議の出席や発表に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当や講演料等１つの企業・団体からの年間の総額が100万円以上 |  |
| (5) 企業や団体からパンフレット等の執筆に対して支払われた原稿料１つの企業・団体からの年間の総額が100万円以上 |  |
| (6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費１つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上 |  |
| (7) 営利を目的としない組織・団体から受けた資金援助（受託研究費、研究助成費）でこれらの法人への出資者に製薬企業などがある場合１つの組織・団体から受けた研究費の総額が年間200万円以上 |  |
| (8) 奨学寄付金（奨励寄付金）１つの企業・団体から、１名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。企業・団体から機関の長（学長、病院長等）を経由した形で奨学寄附金が申告者個人か、申告者が所属する部局（講座、分野等）又は研究室の代表者へ配分されている場合も含む。 |  |
| (9) 研究や発表とは直接関係しない旅行費用や、贈答品等の受領１つの企業・団体から受けた相当額が年間10万円以上 |  |